

1. 法人税

- ❖ **会社が消費者に商品を直接販売せず、販売代理店と販売代理店の小売店のシステムを通じて販売する場合に対する税務政策**

2023年3月20日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第786/TCT-CS号の詳細は以下の通りである。

- 会社が消費者に商品を直接販売するのではなく、販売代理店（商品を会社から直接購入）と販売代理店の小売店（商品を販売代理店を通じて購入）のシステムを通じて商品を販売し、小売店が会社の規定に従って、約束された生産高を達成した場合に、会社は販売代理店を通じて小売店に対するサポートを現金のみで行い、それ以外にも、会社の従業員ではない販売代理店の営業スタッフに対してのみ、現金でのボーナスをサポートする場合、上記の費用は法人所得税に関する法的文書に規定されている課税所得を計算する際に、損金算入費用として確定する十分な根拠とならない。
- 個人所得税について：2013年8月15日付の財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号に基づいて、会社は販売代理店の営業スタッフにボーナスを直接に支給する場合、規定により、個人所得税の源泉徴収の責任を負う。

2. 付加価値税

- ❖ **事業所に対する付加価値税の還付政策**

2023年5月31日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第37938/CTHN-TTHT号の詳細は以下の通りである。

2018年5月1日以降、通達・第25/2018/TT-BTC号の第2条4項に従い、商品を輸入してから輸出するが、それらの商品が税関活動地域における輸出が実施されない場合に対して、事業所は付加価値税の還付はされない。

- ❖ **付加価値税の減税政策**

2023年5月17日付の国会常任委員会発行の通知書・第2298/TB-TTKQH号の詳細は以下の通りである。

国会常任委員会は社会・経済の回復と発展のプログラムを支援するための財政政策と金融政策についての2022年1月11日付の国会発行の議決・第43/2022/QH15号に明記されている付加価値税の減税政策（8%）の適用範囲につき合意した。

減税適用期間は2023年7月1日から2023年12月31日までである。

3. 個人所得税

- ❖ **証明書の手数料に対する個人所得税**

2023年4月6日付のハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第19297/CTHN-TTHT号の詳細は以下の通りである。

会社の労務規定に明記されており、合法的証憑、領収書が十分にある業務の知識、能力の向上の為に従業員の研修費用が発生する場合、この支出項目は2023年8月15日付の財務省発行の通達・第111/2013/TT-BTC号の第2条2項d及びd.6に従い、労働者の個人所得税の課税所得に計算しない。

4. その他の税

- ❖ **海外における加工商品の輸入税の還付**

2023年5月4日付の税関総局発行のオフィシャルレター・第2093/TCHQ-TXNK号の詳細は以下の通りである。

企業が生産・輸出するために原材料を輸入し、その後、海外に加工を委託するために、その輸入原材料から製造された半製品を全て納入する場合、製造・再加工を委託する全ての輸入商品から製造される半製品、輸入商品に対する輸出税が免税される。海外で製造、加工を委託し、ベトナムに再輸入する商品は政令・第134/2016/TT-BTC号の第2条1項dに従って、輸入税を納税しなければならない（加工製品を構成する原材料、資材、部品の輸出価値に対する輸入税が免除され、製品の残りの価値に対して製品の輸入加工品の輸入税の税率で課税される）。ベトナムでさらに加工されて海外に輸出される輸入加工品は、輸出入税法第107/2016/QH13号の第19条に規定される輸入税の還付対象にならない。

❖ 非関税地域から輸入される加工品に対する輸入税

2023年4月25日付けの税関総局発行のオフィシャルレター・第1978/TCHQ-TXNK号の詳細は以下の通りである。

国内企業が輸出加工企業による加工のためにこの輸出加工企業に商品を引渡す場合、加工されてベトナム国内市場に輸入される製品は、政令・第134/2016/ND-CP号の第22条2項に従って輸入税を申告し、納税しなければならない。

輸入課税価値は、加工賃料、加工に使用されるため海外から提供された原材料の価値及び通達・第39/2015/TT-BTC号の第17条3項に規定されている国内企業が加工を依頼する原材料の課税価値に計算されない調整項目（ある場合）を含める。

5. インボイス

❖ 発生時ごとに税務機関コードのある電子インボイスを発行すること

2023年5月31日付、ハノイ市税務局のオフィシャルレター・第37935/CT-TTHT号の詳細は以下の通りである。

- 控除方式で付加価値税を納税し、税務機関にインボイスの使用を中止する方法が強要される企業は、発生時毎に税務機関のコードのある電子インボイスを発行するケースに属する。この企業は、政府発行の政令・第123/2020/ND-CP号に添付するIA付録のフォーム06/DN-PSDT号に従う税務機関のコードのある電子インボイス発行の申請書を税務機関に送り、政令・第123/2020/ND-CP号の第13条2項に従った電子インボイスを作成するために税務機関のシステムにログインしなければならない。
- 発生時毎に発行する電子インボイスの受け取り、発行、処理の手続きは税務総局の決定・第1447/QD-TCT号の第12条に従って行われる。

❖ 政令・第15/2022/ND-CPに基づく付加価値税軽減2%のインボイスの作成

2023年5月29日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第2121/TCT-CS号の詳細は以下の通りである。

政令・第15/2022/ND-CP号に従って付加価値税の軽減の対象となり、2022年12月31日以降ミ

スが発見されて調整又は差し替えのインボイスを作成するが商品の価値、納税すべきの付加価値税の税金に影響しない商品又はサービスに対しては、調整又は差し替えのインボイスでの税率は8%が適用される。

- 税率の8%で2023年1月1日以前に購入されたが2022年12月31日以降、購入者に品質、仕様のミスで返品される商品に対しては、提供者は軽減するために返品インボイスを作成する又は付加価値税の税率の8%で作成されたインボイスに差し替えなければならない。購入者と提供者は返品の合意を明らかにしなければならない。
- 事業所が顧客に対する商業割引の方法を適用する場合及び2022年内に販売し付加価値税の税率8%が適用されたが2023年1月1日以降、商業割引が表示されるインボイスのある商品に対しては、以下のように対応する：
 - 直前回の購入時または2022年12月31日以降の次の購入時に割引額が適用される場合、販売商品の割引額は課税価格、適用税率の内容に、インボイスを作成する時点での法律規定にしたがって調整される。
 - 2022年12月31日以降の割引プログラム(期間)終了時に割引金額が設定された場合、販売者は販売時での付加価値税の税率の8%を適用し調整インボイスを作成する。
- 事業所が商品(政令・第15/2022/ND-CP号に規定される付加価値税の減少対象に該当する)を販売する又はサービスを提供するがそれらの商品の販売、サービス提供からの2022年2月1日から2022年12月31日までの収入に対するインボイスが2022年12月31日以降に作成された、及び代金を受け取ったかどうかに関係なく、工事、作業項目、完了した建設および設置量の検収、引き渡し時期が2022年2月1日から2022年12月31日までの間と確定できたが2022年12月31日以降にインボイスが作成された建設および設置活動は、インボイスを適時に作成していないケースとなる。この場合には、2022年1月28日付、政府発行の政令・第15/2022/ND-CP号の付加価値税の減額は適用されるが適時にインボイスを作成しなかった行為に対する行政処罰を受ける。

お問合せ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、6 階、603 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。